

▲「スマートPBXサービス」のお試し利用サービスに関する契約約款

実施 平成 26 年 10 月 6 日

目次

第 1 章 総則

第 1 条 約款の適用

第 2 条 約款の変更

第 3 条 用語の定義

第 2 章 スマートPBXお試し利用サービスの提供機能

第 4 条 スマートPBXお試し利用サービスの提供機能

第 3 章 契約

第 5 条 契約の単位

第 6 条 スマートPBXお試し利用契約申込みの方法等

第 7 条 スマートPBXお試し利用契約申込みの承諾

第 8 条 スマートPBXお試し利用契約に基づく権利の譲渡の禁止

第 9 条 スマートPBXお試し利用契約者が行うスマートPBXお試し利用契約の解除

第 10 条 当社が行うスマートPBXお試し利用契約の解除

第 11 条 その他の提供条件

第 4 章 利用中止等

第 12 条 利用中止

第 13 条 利用停止

第 5 章 損害賠償

第 14 条 免責

第 6 章 雑則

第 15 条 利用に係るスマートPBXお試し利用契約者の義務

第 16 条 再販の禁止

第 17 条 非保証

別記

スマートPBXお試し利用契約者の氏名等の変更

附則

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）に基づき、この「スマートPBXサービス」のお試し利用サービスに関する契約約款（以下「約款」といいます。）を定め、これによりスマートPBXお試し利用サービスを提供します。

2 スマートPBXお試し利用サービスは、当社のIP通信網サービス契約約款（共通編及び別冊（スマートPBXサービス））に限ります。以下同じとします。）に規定するスマートPBXサービスの利用を検討している者を対象として、利用可能期間、提供機器及びオンネット番号の数を限定して提供します。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、提供条件は変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款において使用する用語の定義については、次表に規定するほか、当社のIP通信網サービス契約約款の定めるところに準じるものとします。

用語	用語の意味
1 スマートPBXお試し利用サービス	第4条（スマートPBXお試し利用サービスの提供機能）に規定する機能を利用することができるサービス
2 スマートPBXお試し利用契約	当社からスマートPBXお試し利用サービスの提供を受けるための契約
3 スマートPBXお試し利用契約者	当社とスマートPBXお試し利用契約を締結している者

第2章 スマートPBXお試し利用サービスの提供機能

(スマートPBXお試し利用サービスの提供機能)

第4条 当社は、スマートPBXお試し利用サービスに係る基本機能を次のとおり提供します。

区分	内容
オンネット通信機能	インターネットを介してボイスモードのオンネット通信を行うことができるものであって、当社のIP通信網サービス契約約款に定めるシェアードIP-PBXサービス及びドットフォンサービス以外のもの
備考	1 スマートPBXお試し利用契約者が、スマートPBXお試し利用サービスを利用できる期間は、当社がスマートPBXお試し利用サービスの提供を開始した日から10日間とします。 2 本サービスに係るオンネット番号の数は、20を上限とします。 3 当社は、本サービスの提供にあたり、ボイスハードウェア等及びボイスモードゲートウェイ装置を提供しません。

第3章 契約

(契約の単位)

第5条 当社は、1のスマートPBXお試し利用契約者につき1のスマートPBXお試し利用契約を締結します。この場合、スマートPBXお試し利用契約者は、1のスマートPBXお試し利用契約につき1人に限ります。

(スマートPBXお試し利用契約申込みの方法等)

第6条 スマートPBXお試し利用契約の申込みをするときは、次に掲げる事項について当社所定の方法によりIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。

(1) スマートPBXお試し利用サービスに係る当社の指定する事項

(2) その他申込みの内容を特定するために必要な事項

(スマートPBXお試し利用契約申込みの承諾)

第7条 当社は、スマートPBXお試し利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 当社は、前項の規定にかかわらず、次の場合には、そのスマートPBXお試し利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1) スマートPBXお試し利用サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(2) スマートPBXお試し利用契約の申込みをした者が当社のサービスの利用を停止されている若しくは停止されたことがある又は当社のサービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。

(3) スマートPBXお試し利用契約の申込みをした者が、スマートPBXサービス又はスマートPBXお試し利用サービスを利用したことがあるとき又は現に利用しているとき。

(4) スマートPBXお試し利用契約の申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の内容を含む契約申込みをしたとき。

(5) その他当社のスマートPBXお試し利用サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるとき。

(スマートPBXお試し利用契約に基づく権利の譲渡の禁止)

第8条 スマートPBXお試し利用契約者がスマートPBXお試し利用契約に基づいてスマートPBXお試し利用サービスの提供を受ける権利は、譲渡することができません。

2 前項に規定するほか、当社は、スマートPBXお試し利用サービスを、スマートPBXお試し利用契約の申込みをした本人にのみ提供します。

(スマートPBXお試し利用契約者が行うスマートPBXお試し利用契約の解除)

第9条 スマートPBXお試し利用契約者は、スマートPBXお試し利用契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめIP通信網サービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

(当社が行うスマートPBXお試し利用契約の解除)

第10条 当社が行うスマートPBXお試し利用契約の解除については、当社のIP通信網サービス契約約款の定めるところに準じるものとします。

2 前項に規定するほか、スマートPBXお試し利用契約者が第8条(スマートPBXお試し利用契約に基づく権利の譲渡の禁止)に違反していることを当社が知った場合、当社は、そのスマートPBXお試し利用契約を解除する場合があります。

(その他の提供条件)

第11条 利用中止、通信利用の制限等、スマートPBXお試し利用契約者の維持責任、スマートPBXお試し利用契約者の切分責任、修理又は復旧の順位、データ等の取り扱い、承諾の限界、技術資料の閲覧、法令に規定する事項及び当社が取得する個人情報の取り扱いについては、当社のIP通信網サービス契約約款の定めるところに準じるものとします。

2 前項に規定するほか、スマートPBXお試し利用契約に関するその他の提供条件については、別記に定めるところによります。

第4章 利用中止等

(利用中止)

第12条 当社は、第11条(その他の提供条件)の規定に基づく利用の中止によって生じたスマートPBXお試し利用契約者、スマートPBXお試し利用サービスを利用する者及び第三者の損害については一切の責任を負いません。

(利用停止)

第13条 当社は、スマートPBXお試し利用契約者が次のいずれかに該当するときは、当社が別に定める期間、そのスマートPBXお試し利用サービスの利用を停止することがあります。

(1) 第15条(利用に係るスマートPBXお試し利用契約者の義務)の規定に違反したとき。

(2) 第16条(再販の禁止)の規定に違反したとき。

(3) 前2号に規定するほか、この約款の規定に反する行為であって、スマートPBXお試し利用サービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれのある行為をしたとき。

2 当社は、前項の規定によりスマートPBXお試し利用サービスの利用停止をするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をスマートPBXお試し利用契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

第5章 損害賠償

(免責)

第14条 当社は、スマートPBXお試し利用サービスの提供において、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないこととします。また、スマートPBXお試し利用サービスの利用にともない、スマートPBXお試し利用サービスに係るスマートPBXお試し利用契約者及び第三者に発生する損害については、当社の故意又は重過失による損害を除き一切の責任を負わないこととします。

2 当社は、当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないときその他当社のスマートPBXお試し利用サービスに係る業務の遂行上著しい支障があるときは、現に蓄積している記憶装置に係る情報を消去することがあります。

第6章 雑則

(利用に係るスマートPBXお試し利用契約者の義務)

第15条 当社は、スマートPBXお試し利用契約者に次のことを守っていただきます。

(1) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。

(2) 当社若しくは他人の電気通信設備の利用若しくは運営に支障を与える行為又はそのおそれのある行為を行わないこと。

2 当社は、スマートPBXお試し利用契約者が前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用をスマートPBXお試し利用契約者に負担していただきます。

(再販の禁止)

第16条 スマートPBXお試し利用契約者は、スマートPBXお試し利用サービスを他人へ再販できないものとします。

(非保証)

第 17 条 当社はスマートPBXお試し利用契約者に対し以下を保証するものではありません。

- (1) スマートPBXお試し利用サービスが他人の権利を侵害しないこと。
- (2) スマートPBXお試し利用サービスがスマートPBXお試し利用契約者の期待通りの性能・品質・効用を有すること、その作動が中断されないこと及びその作動に誤りがないこと。

別記

スマートPBXお試し利用契約者の氏名等の変更

- (1) スマートPBXお試し利用契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所、その他スマートPBXお試し利用契約に必要な事項について変更があったときは、そのことを速やかにIP通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) 前号の届出があったときは、当社は、その届出のあった事実を証明する書類を提示していただくことがあります。

附 則（平成 26 年 10 月 3 日 ヴＶサ第 400385 号）
この約款は、平成 26 年 10 月 6 日から実施します。